

【地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案の概要】

1 改正事項

- (1) 百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化
 - ・ 普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うため、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限るものとする。 (第 100 条第 1 項関係)
- (2) 政務調査費の名称の変更等
 - ・ 名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めること。
 - ・ 政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする。
 - ・ 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。 (第 100 条第 14 項及び第 16 項関係)
- (3) 普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加
 - ・ 会期を通念とした普通地方公共団体の議会の議長は、当該普通地方公共団体の長及び委員長等に議場への出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとする。 (第 121 条第 2 項関係)
- (4) その他
 - ・ 所要の規定の整備を行うこと。

2 施行期日

- ① 百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化 (第 100 条第 1 項関係)、普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加 (第 121 条第 2 項関係)、その他 **公布日**
- ② 政務調査費の名称の変更等 (第百条第 14 項及び第 16 項関係)
公布後 6 月以内において政令で定める日